

令和8年4月30日  
総務部長

## 本市職員に対する懲戒処分について

みだしのことについて、本市職員に対し、本日（令和8年4月30日）付けで下記のとおり懲戒処分を行いました。

### 記

#### 1 事案

##### (1) 概要

当該職員は、令和7年8月以降、職場の上司、同僚ほか複数の職員に対し、金銭の請求や依願退職を強要する脅迫行為などを繰り返し、業務運営に著しい支障を生じさせた。

また、その際に、SNSに上司の実名と当該上司のパワーハラスメントにより月額制会計年度任用職員が自殺したとの虚偽の情報を掲載したほか、職員の個人情報の漏洩、警察への虚偽の通報、裁判官や別人の名を騙って職員の自宅や職場に文書を送付するなどの数々の非違行為を行った。

##### (2) 処分内容、対象者、処分理由

処分内容	懲戒免職
対象者	市民共創部エネルギーセンター 一般職 (38歳)
処分理由	当該職員の数々の行為は全体の奉仕者たるにふさわしくない非行であるとともに、重大な信用失墜行為に該当する

##### (3) 処分年月日 令和8年4月30日（木）

#### 2 お詫び

市民の皆様からの信頼を損なうこととなり、誠に申し訳ございませんでした。  
今後二度とこのようなことがないよう、再発防止、綱紀粛正に努めてまいります。

問合せ先：高槻市総務部人材戦略室  
電話番号：072-674-7333  
FAX 番号：072-661-8090